

新育種技術により作出された農作物等の科学的な 評価手法等に係る調和促進事業

【令和2年度予算概算決定額 41（42）百万円】

＜対策のポイント＞

ゲノム編集技術等により開発された農林水産物（新品種）について、遺伝子組換え（GM）規制の判断に必要な科学的エビデンスに関する情報を国際的に共有することで、**各国の規制の調和を推進**します。

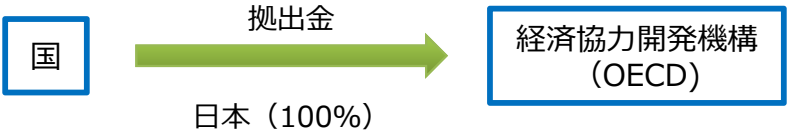
＜政策目標＞

OECDにおける、GM規制上の取扱いに関する各国の規制の国際調和を推進し、攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化に貢献

＜事業の内容＞

- ゲノム編集技術等の新育種技術による研究開発が急速に進展しているものの、取扱いの検討が進んでいない状況にあります。こうした中、OECD環境局の「バイオテクノロジーの規制的監督の調和に関する作業部会」に我が国の専門家（行政官及び研究者）を派遣し、
 - ①各国における研究開発動向、GMの規制や安全性評価に関する調査・分析
 - ②各国規制当局者会合の開催
 - ③新育種事業に関するエビデンス情報の取りまとめを行います。
- これにより、我が国で開発された農林水産物のグローバル展開のため、国際的にエビデンス情報を共有し、各国の規制の調和を推進します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

○ゲノム編集技術等を用いた世界に誇れる強みのある農林水産物を開発

健康意識の高まりに応える**機能性を高めた野菜等の作出**。

例）GABA高蓄積のトマトを作出。



海外での和食の広がりに応じ消費が増加している**水産物の安定供給**。

例）ゲノム編集により養殖能率が向上したマグロ品種を開発中。



○規制上の取扱いに関する課題

- ・ゲノム編集技術等によって作出された農林水産物について、我が国ではGM農作物等には当たらないが一定の情報提供を求めるとする取扱い方針が示されたところ。
- ・現在、各国におけるそれぞれの現行GM法との関係の整理が進んでおり、今後、取扱いが異なるものになる可能性。このため、GM規制上の取扱いに関する国際調和を推進する活動をOECDにおいて実施。

ゲノム編集技術等によって作出された農作物に関する科学的なエビデンスの集約・共有を実施

【お問い合わせ先】（１）大臣官房国際部海外投資・協力グループ（03-6738-6155）
（２）農林水産技術会議事務局研究企画課（03-3502-7408）